號

そして正し

して正しい領牧書を持つ、ることはありませんか。 借主は賃借料を物納して

改訂統制 十五年八月一

額

て居ますか。

(一)地代

全

地

貸地

價坪

格當

坷

代

月當

兩額地

していますか

知事の認可を受けて賃貸 來ません。貸主は都道府 から自由に決めることは 地代家賃は統制されて

動

Z

加

DU

g所、保健所、公衆浴場: )學校、託兒所、病院、n

用に供する 宏衆浴場等 病院、療

二、九 一、七

国 し又は消滅した日から七日以 で 再税を課さるべき事質が發生 に 車税を課さるべき事質が發生 に 車税を課さるべき事質が發生 に 車税を課さるべき事質が發生 に 車税を課さるでによ を りませんその申告した事項に する りませんその申告した事項に する りませんその申告した事項に する りませんその申告した事項に する しゅうしゅう はいました はいまいました はいました は

及其の敷

及其の敷地

展及工場の用は

に供する建

二、五

教育又は厚生

の用

毎 [1] 谿 肵 發 行 前 役 115 所

平塚市平塚新宿 1,195 番地 電話849番

印刷所小林印刷所 電話359番 ・統制解除 第四七七號に依り一部統制 第四七七號に依り一部統制 至 が改訂されました。 を第二二 自

三)事務所、店舗、

市場、

及其の

後に新築に

清手

した建

至自至自至自至自至自至自至自至自

ます。

る自轉車に對しその所有者に自轉車稅は市内に定置所在す1納稅義務者

3 申告又は報告の

義

〇七七四四

とが出來ない規定になつてゐしは市の徴稅吏員の外行ふとけ下さい。鑑札の取付取はづ

五三

一、九 一、七

一)昭和二十五年七月十一日る土地叉は建物及共の敷地一)一時使用のために賃貸す

過査をします。 近く關係方面-

賃

11

問い ませ

程

714

(土)

(法第三

を有しま

は五千圓以下の罰金に處せら した者は六ヶ月以下の徴役又

下さい。

3

L

0)

登

錄

L

た

廿六日教育委員會(十二時)

商業高等學校晝間部設置に

す。創車(新

消防の電話番號 市。 平塚 T 282 280 市長室、助役室 產業課、受付 厚生課 秘書課、稅務課 吸入役室 (夜間、日曜用) □ 19 土木課 建築課 □ 7·267 警 察 署 77 □ 849 課 庶務課、議會事務局 選舉管理委員會事務局 798 □799(夜間用) 業課・競輪場 284警察事務局  $\square$  277 衛生課 音乐事品 消 防 本 □ 119 事業課 消防署

して衣料を共合する::: 環としてユニセフは韓國に對 際連合の對韓國救濟事業の一

定した。 との協力の内容は、 ル相當のユニセ フ Ø 五十万 原 綿 件市民

事業に對する日本 至自至自至自至自至自至自至自

六五四四三三三三二二 〇八九八九八三一八七

六、二五

五、五

四

五九

三、八八

一)家賃 地 停止統制額の場合

左表の乘率をかけそれに敷日現在の家屋の賃貸價格に (昭和二十五年七月三十 の地代を加える) 轉 車 

〇、五七 八、八七 七、二六 認可統 る

十七年// 軒貸の場 一、一、修 五〇一四二 合

七八

らは簡単です

(係員が記入致

一、五五〃 一、七九

てあります。

記載することが

申告書は市役所税務課に備え

産品評會について協議

主要食糧小賣業者登錄、

日產業委員會

縣立保健所

よい

昭 時建十 築 額に左表の修正率を適用日現在に於ける家賃の認 和二十五年七月三十間額の場合

用

五年以前 乘賃 五五五三三三 六五四六五〇 貧價

# 昭建 和祭十完 (2)五成 年以時 質の場 前期 合 Œ £ī.

+ 一十年年 五.四 五四三 年年年 〃〃〃 -00 ニナルノ Ŧî.

八率

# 十十八八年年

3.に揚げた義務者がこの規 き事項について正常な事由 對し三万圓以下の過料を科す つた場合においてはその者に によつて中告し又は報告す ることがあります なくて中告又は報告をしなか (法四四

5 申告の手續はどうすれ 四四九條) +

所有物拂下げについて協議

術生委員會 火葬場の修理、 つき協 競輪運營上企畫 日競輪運營委員會(第一

一的なことに

班

議 會 × E

月 0)

多數 る。 の國

童に配給し、又脱脂粉乳およった。一次から原綿を贈られ、これを、我が國も咋秋以來、ユニセ ている通りである。

・施設入所兒童などの給食 び全粉乳を贈られてこれを學 、々が援助を受けてい

机 1: 0

つている。

轉車について御注意申上げま件の中で最も異動の激しい自市民の皆様の所有する課税物

稅

|例六四以下)

(法

近四四

可

下さい。僅かな時間を惜しん

で申告を怠つたため今度たま

廿二日衛生委員會

ついて協議

平塚港竣工式擧行その

他に

共同墓地使用條例について

ら未申告の方は今直ぐ御届け

しますからお年寄や子供さん

運營について協議

商業高等學校、 教育委員會

悲小學校

の口頭申告でも結構です)

**Б**Э

六日樂港委員會

++

告の過料

4 虚偽

の申

告の罪及び不申

たま質施する豫定の街頭檢査

や其の他の摘發檢稅等の場

ついて虚偽の申呈又は報告を申告又は報告すべき事項に

故意の脱稅と看做されて4。

O

四日厚生委員會

適用を受けない様特に御注意

未亡人擁護、

青少年問題に

ついて協議

と協力して (五)劇場、ダンスホー IE Ù 6 1 7 か 遊

店等宿泊、遊興又は飲食の(六)旅館、貸席、料理店、喫茶 用に供する建物及其の敷地 (拔萃) 日より實施 昭 和 の の の た よる 異動 共の他)等 **曽己又は自** 渡損壊盗難 車滅失 (譲 又は磨滅 (車体交

月

(日)

六四條)四二條第

去る

月十六日より二十一日

商店

市議會臨時會(一

時

時借入金について

2

原重清票田 田 市 居 田 商 店 店 店

條

第

通率 博車 2 ですの 税自

御協力を得て九九%登録を完 の業者登録は市民の皆さんの迄の間に行ひました米屋さん

了した次第であります。

務課へ御届 のは毀損と 轉車業者が です) なります で勿論無 等 劾 第四回 B

(火)

圓年に

-額二百 ついて

> これら登録店は三月 部が合格いたしまし

日より

務を開始いたしますから充

輪車一

(イ)ニ

登録の結果は申請した店舗全

特設販賣店

横山

年初三百年初三百年 五十 ( m )||| 圓

分御利用下さい。

入場人員

第一

日 (木)

£ (金)

- $\equiv$ 

(H)

=

四人 九六九人 六六三人 〇三六人 九四六人

六四

成績は左記の通りである。

一登録店舗は左記の四十店です 京大東明陣見八花間諏長柳寺 川門雲石屋附重水屋訪姫河町 米町町町第町咲台町町町岸販 店 / / / / / 東 店 販賣店

府川商店 二宮精米所 第三日 第二日 第一 ・ 質上 第 第四 第三日 第二日 日 H

日 | 二、二九二、三〇〇 九、六五九、三〇〇 七、七二六、八〇〇 八、六七三、三〇〇圓 一、七〇〇

第 4 塚競輪 

された本年最初の本市競輪 月十八日より四日間開催 (報 告

追加豫算

特別會計競馬事業歲入歲出 平塚市歲入歲出追加豫算 (同墓地使用條例の改正

追加豫第 特別會計競輪事業歲入歲出

全員協議會(六時)

商業高等學校豊間部設置に ついて種々協議したが現在 から見てこれは難点 小中學校の復

の市の

一十日建設委員 あるので設置しないこと

後、各現場を視察した。
まな、大洋の各小中學校の中水、太洋の各小中學校の中日下建築中の港、崇善、花

に決定

上の議案を審議可

競馬實施條例の一部

時借入金專次處分承認に

たり、

蔵しては

なりませ

今市

日 !

宣傳効果の大なると

れた場所以外でこれを取扱つ十數種類の危險物は、許可さ

の「ガ

ンソリ

が大責任者を定め消防計畫を が大責任者を定め消防計畫を

てはなりません。れに似かよつた信號を使用し

れた消防信號を使つたり、こ誰でもみだりに命令で定めら

危險物の取扱所等の關係者は學校、工場、興業場、百貨店

▲學校や工場では

▲消防信號

すく其の

要点を解

說

致

増築などの

とき

▲消防車

世

消防車が火災現場へ出動する▲消防車が通るときは

が通るとき

道路を譲つて消防車の通行に路の左端に停止し、步行者はときは、車馬は出來るだけ道

(2) 稅率

七

廣告税の税率は次の通りです

照明、

電氣事業の

との

火事を起さな

ガ゚ V) 4 g

協力し

するまで、防火又は人命救助 風場附近の人は消防隊が到着●現場附近に居るときは なければなりませ

のまゝ知らせて下さい。

▲火災豫防

出を求めますから、災害によ

必要がある場合は、資料の火災豫防又は災害調査のた

提

▲消防職員の調査

(けて下さ

其のときは進んで檢

查

を

る損害や、財産の狀況をあり

け少くして皆さんの生命身体どが起きたら被害を出來るだようにし、若し火事や地震な 出來るようにするために作ら 混乱を防ぎ幸福な社會生活が 財産を災害から護り、社會の れたものです。次にわかりや しま に協力しなければ なりませ 職員の要請ある場合は、これ 又消防隊到着後と雖も、消防 のため働かなければなりませ ▲消火施設は大切に

り、取り去つたり、又正當な 使用を防害してはなりま は警鐘台を理由なく使用した 消火栓、防火貯水槽、望樓又 世 の活動に支障があると認めらと認められる行為、又は消防といる行為、又は消防 口 られます。 ハ放置されたま」の危険物、 止若しくは制限又は消火準イ火遊び、喫煙、焚火等は禁 れる物は次のような措置がと を命ぜられます。 **碊火、取灰粉火などの始末備を命ぜられます。** 

との他にも市民生活に密接▲其の他 命ぜられます。は、整理、移動又は撤去を燃燒のおそれのあるもの

春

0)

Ħj

並

學

生

Ł

入

進めている、今般一身上の都控へ萬遺漏のない様、準備を 長、市議會等の各主要選擧を るべき、知事、縣議會、市本市選擧管理委員會では、來

御相談は消防本部にお問合せすから、この法律についての關係ある種々な規定がありま

| 左記の通りである。 | 出度卒業する見込の生徒數は

來る三月市立各學校より目

小學校、男四五三、女四五二

中學校、男四八四、女五三四

計、九〇五名

下さ

、平塚市消 防本部)

2四 の位置、構造、設備、又は管り場、防火對象物に立入つて其下消防職員は、あらゆる仕事御に対防職員の檢査 自由競爭時代の 告 VC (

のによる廣告。但し①にの電柱又はこれに類するも ③立看板、掛 ②電話番號記入表などによ廣告料金の百分の十 年額百二十圓該當するものを除く。 る廣告。一個に付五十 る廣告。 看板 などによ 圓

0)

流

行る

を) 廣告稅納入申告書により量、廣告期間、廣告料 金等時は(廣告場所、種類、數

廣告。但し①及び②に該 の建植看板、野立看板、額 いては年額百五十圓のいて年額三百圓。但し ついて年額三百圓。但し面積一坪又はその端數に 當するものを除く。

個について ⑦チラシによる 廣告。 手個 五十圓をの端敷について による廣告。一

廣告に限る。 し廣告業を營む者がする設備などによる廣告、但 の入學見込敷は左記の通りで 見込敷及中學校、高等學校えれしい入學をする子供さんの

4 年 は 11 シカ

り、使用を制限することがあった建物を使用したり、壊したった。

に檢印を受けた後廣告して下きは、係へ申告されると同時

さい。以下規定の大要を御知

ポスターにより廣告されると一般務課へ必ず御申告下さい。

ります。

他のあつたとき、それを防ぐため又人の命を救けるため、ため又人の命を救けるため、持ちため、

しなければなりません。

ります廣告につきまして御注て業者の皆様の利用されて居

とは申すまでもなく、

、主とし

意申上げます。廣告をされる

消防職員の非常處置

●さんなときは 能でも火事を見つけたら、直 とに消防器に知らせる義務が がした。 をした。 をした。

(1)納稅義務者 らせ致します。

うに、協力しなければなりまの知らせが最も早く出來るよあります。又すべての人は其

非課税です。(法五八五。條新聞、雑誌、書籍及び放送法の規定による廣告に對してはの規定による廣告に對しては、 廣告主に課稅されます。但し

足の順序で發しんが三日位で時に耳、首、額、胸、胴、手 時に耳、首、顔、胸、胴、手 すがこの為に熱射病にかかり日で一度下り、再び發熱と同 る人が今なおかなり多い様でが、特徴として發熱が二、三 部屋を閉め切つて湯氣を立てが出たり、目ヤニ が出 ます で暖めて厚いフトンをきせ、症狀は大体風邪に似てせき いつて、つゆ時でもユタンポ

(四)

所謂製造小賣業者につ

呼ばれる業者、

いても調査される、

五

|肺炎、腦炎を併發するから|位|すが、ハシカの恐ろしいのは|全身にひろがり四日位からそ 狀まで現わすこと がありま高熱が何時迄もとれず、脳症 位、結核そのほかに對する免ハシカはなおつてから一月 化入販賣、修理を主として營一す。希望の科目を市內新宿一的に把握する為め、自轉車の「じて選定いたしたいと思いまける自轉車の總製造高を網羅」目については皆様の要望に應(五) 猶特に調査期間中に於「たしたいと思いますがその科 むかたわら、 員の訪問を受けず、申告さが、右該當事業所に未だ調 う事業所、 以上が調査範圍で

組立を行

あります

查

に、新に廣告を開始したるものは三ケ月を越す毎、期間が三ケ月以上にわた 期間が三ケ月以上にわた尙③の廣告で、その廣告

(3)非課税の範圍 ①民法第三四條の公益法であるときは課稅されない。 **圏体または目的にかゝるもの** 廣告稅は、廣告が次に掲げ す。(五八七。條九八)ものと看做して課稅しま

で

のためにする廣告。第四項の法人が公の目的第四項の法人が公の目的 的條法法

が政治上の目的のためにと政党、協會その他の團体での政治査金規正法第三條の する廣告。 Ļ

④その他地方財政委員會が ③公職の選擧に關する廣告

ることがあります。

小學校、 中學校、三月小學校を卒業す 男 部分である。 九二二名 女四

高策、二〇〇名高策、二〇〇名 ままの正しい答中を御願い致 します。

業に励するが所謂製造問屋と(二)産業分類上は一般卸賣 る製造業を管む事業所、 る範圍を次に掲げますと、 参考までに本調査に該當す 日本標準産業分類によ で學ぶ社會人のための樂しい好きな科目と好きな日を選ん 希 知らせ下 科 目

تخ Z

常務委員

(三) 副業内職として製造又 し二千有余の修了者を出しま として近く第四回目を開設い成人のための社會教育の施設した。 平をいたどいております平塚學校として市民の皆様から好 市成人學校もすでに三回開設評をいたどいております平塚

あなた 松 7-俊 弘 0) \* 宿二二五

図民の人權を守るため、 守ら τ いますか 11

應 關係各官聴係官がニュースカー について人權相談に應ずる為 雑護委員により擁護につとめ 変 擁護委員により擁護につとめ ますので有益に御利用戴きたーを以て左記により來平され 場 いと思います。 所 昭 至十二時十 自午前十一 和二十六年二月二十 時三十分

六) 指定する 廣 告 期期 (法 目は、 五 八 弱兄及び最近結核に感染した 者さんとよく相談して行つて極く小さな子供さんや、虚 注射します。この場合はお際しそのほかの傳染病に氣をつ ムの血液をとつ て、そのま間あまり人ごみに出ない様に は父母から三○乃至五○グラだりが弱まりますからこの期 りわけ必要です。豫防方法に

(4) 賦課期日及び 廣告を行つた義務發生のいては四月一日、その他に の定めがあるもの、告稅の賦課期日は び納 つ年 はハシカの流行時の豫防がとツベルクリン陽性轉化兒など

は五月一日から同月三十定めのあるものについて②廣告稅の納期は、年額の 日です。 日までです。

Ħ.

年

貰ふことが肝心です。

九五〇年各種センサスの

T

いない事業主は至急市

係迄申出て下

°∧?

本

舉

管

理 委員 業

ス

に、場合においては、その者に對は、事由がなくて申告しなかつた。 廣告税の納税義務者が、申告 即 (5)過料 三万圓以下の過料を科す 最後を飾る工業調査につきま

學 生 備調査を實施中ですが、二月 々が夫々擔當調査區を巡回準 何卒本調査の主要性に鑑み御 更に細部に亘る調査を實施致 四人以上を有する工場につき しては、現在準備調査員の方 すことになつておりますので 査員(市統計係員)が從業者 日より下旬に亘り、

基本調

ح

の

ごろ

昌夫氏を委員長とする

に使用出來ないので、有りの利害に關する様な事には絕對 には稅金の對照とか、物資の軍に統計を作る度の目的以外る為の具体的資料ともなり、 重要資料として、又我が國の 割當、その他個々の事業主の 經濟事情を世界各國に紹介す かにし、國家の經濟施策上のとして我が國工業の實態を明 協力願います。 勿論本調査は指定統計調 の外

員は左記の通りで 成 委員長 委 員 古 中 杉 植 ある。 屋 Ш 野 谷 國 昌 直 興 0

で、 が委員に就任された。 で、 が委員に就任された。

7 から。

古古內長田宮中後山椎古保 家大田川港古子 安太利德太古興幸一 治三雄次即三瑞治郎司男

本本須須須馬馬新新本新 宿宿賀賀及入元一石一位 二二二〇一六四五五三四 七二六八九七一四九六 九二一二一八八四四八六

最大原因は激しい戰災を受け哀しいことです。少年犯罪の誠に恐ろしいことであり、又

最高の犯罪数を示していま市、郡部の人口割にしても、犯罪の激增は、神奈川縣各都 戦後平塚地區に於ける少 年 前 法 保

平 嫁 地 區

は父母から三〇乃でえ)、りわけ必要です。豫防方: